

令和3年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第6日目）
経済建設分科会審査記録

1 日 時 令和3年9月16日（木） 午後1時01分

2 場 所 市役所 第一委員会室

3 議 題 議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）

議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

4 出席委員（8名）

1番	姫路	敏	君	2番	山田	勉	君
3番	大滝	国吉	君	4番	菅井	晋一	君
5番	尾形	修平	君	6番	川村	敏晴	君
7番	川崎	健二	君	委員長	大滝	国吉	君
副委員長	小杉	武仁	君				

5 欠席委員

なし

6 傍聴議員（2名）

富樫 雅男君 高田 晃君

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田 敏秋君

8 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聰	君
建 設 課 長	伊与部 善久	君
同 課 整 備 室 長	須貝 民雄	君
同 課 整 備 室 副 参 事	伊藤 孝雄	君
同 課 管 理 室 長	本間 孝幸	君
同 課 管 理 室 係 長	矢部 和貴	君
同 課 日 沿 道 対 策 室 長	小池 一栄	君
都 市 計 画 課 長	大西 敏	君
同 課 参 事	小野 道康	君
同 課 建 築 住 宅 室 長	浅野 宏	君
同 課 都 市 政 策 室 長	風間 貴志	君
上 下 水 道 課 長	山田 知行	君
同 課 経 営 企 画 室 長	長谷部 淳	君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡邊 修	君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	斎藤 雄一	君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	加藤 泰	君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	小田 和弘	君

9 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊一
書 記	中山 航

（午後 1時01分）

委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本特別委員会の審査については、本特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとし、同分科会の審査については、分科会の会長には常任委員長が、副分科会長には常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長（川崎健二君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第93号及び議第97号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について審査した後、議第93号及び議第97号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第11 議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君、上下水道課長 山田知行君）から歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳出

第4款 衛生費

（説明）

上下水道課長 それでは、上下水道所管分の一般会計の補正予算案についてご説明いたす。予算書の17P、18Pを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費のうち、説明欄の2、簡易水道事業会計繰出金だが、簡易水道事業会計の補正でもご説明いたしたが、水道事業費用及び建設改良不足分として繰り出すものだ。以上、上下水道所管分の一般会計補正予算案の概要説明を終わる。よろしくお願ひいたします。

第8款 土木費

（説明）

建設課長 それでは、19P、20Pを御覧いただきたいと思う。8款2項2目の道路維持費である。説明欄を御覧になっていただきたいのだが、1、道路維持管理経費で2,000万円を増額計上させていただいた。これは通年の道路側溝や舗装などの補修等に係る修繕料について、今後不足が見込まれる分について増額計上させていただいたものである。次に、2、道路対策事業経費で960万円を増額計上させていただいた。そのうち測量設計等委託料では、現在JR羽越本線を横断して、またいだ形で架設されている市道坂町山口線、腰廻1号橋、これ人道橋になるけれども、の補修計画の検討に伴って当初の架設年度の塗装の想定から有害物含有調査の必要性が生じたために、塗膜調査業務委託に係る経費相当額180万円を計上させていただいた。次に、工事請負費では瀬波横町地内、市道瀬波1号線の横断水路の段差が原因による振動解消のための暗渠化工事並びに県道の松山バイパス工事に伴う残地払下げによる市道水路の付け替え工事に係る2件の工事請負費480万円を計上させていただいた。また、補償費として県道の松山バイパス工事により三角地として残った用地の払下げ処理に伴って、占用物である水道管の移設に係る補償金300万円を計上させていただいた。次に、3、除雪対策経費で670万円を増額計上させていただいた。そのうち工事請負費では市道上野猿沢線ほか1件の除雪施設ポンプ取替え工事に係る工事請負費390万円を、また工事補修等材料費では冬季の風雪により著しく吹きだまりとなる

市道坂町名割線ほか1路線の仮設防護柵の設置原材料として280万円を計上させていただいた。次に、4項2目の河川改良費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、河川整備促進経費で580万円を増額計上させていただいた。これは、山屋地内の準用河川山屋川において護岸が崩落し、改修工事が必要となったため、工事請負費として580万円を計上させていただいたものである。なお、この工事費については緊急自然災害防止対策事業債の対象となる予定となっている。次に、4項3目の河川海岸維持費だ。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理経費で1,250万円を増額計上させていただいた。これは普通河川薬師川ほか2普通河川の堆積土砂撤去のための工事費で、このたび令和3年度の緊急浚渫推進事業債の対象に採択されたことから工事請負費を計上させていただいたものである。以上である。

第2表 債務負担行為補正

(説明)

建設 課長 それでは、4Pをお開きいただきたいと思うが、第2表、債務負担行為になるが、一番下段で市道藤沢停車場線桃崎人道橋橋梁修繕工事委託料である。これはJR羽越本線を横断した形で架設されている市道藤沢停車場線、桃崎人道橋の橋梁修繕工事において、委託工事をお願いする予定となっている東日本旅客鉄道株式会社新潟支社と協議をしているが、行程上、年度をまたがった施工となりそうだということで、工事委託料の債務負担をお願いするものである。以上である。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2表 債務負担行為補正

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第93号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程 第12

議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 山田知行君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

（説 明）

建設 課長 それでは、21P、22Pをお聞きいただきたいと思う。14款1項7目土木使用料で、1節の道路使用料である。備考欄を御覧いただきたいと思う。内訳については御覧のとおりだが、建設課所管分では2の道路占用料が115件で1,744万1,654円、4の里道等占用料で209件で144万6,321円、5の行政財産使用料が5件で23万3,204円の占用料及び使用料となっている。次に、2節河川使用料である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思うが、1の河川占用料で7件で4万3,540円の収入となっている。次に、3節で都市計画使用料だ。3のふれあい広場使用料については、金額が少額なので説明を省略させていただく。

都市計画課長 それでは、都市計画課所管分についてご説明いたす。決済金額の大きいものについて説明させていただく。それでは、同じページになる。14款1項7目土木使用料、第3節の都市計画使用料のうち備考欄4、5の都市計画所管分については、児童公園、公営住宅、開発緑地にある東北電力、NTTの電柱、電話柱等の使用料や工事などに伴う一時的な土地使用料である。続いて、すぐその下になる第4節住宅使用料については、住宅管理戸数236戸、駐車場66区画分の現年度分及び滞納繰越分の使用料になる。収入未済額の334万8,557円については、現年度分で7世帯、滞納繰越分が14世帯、重複はあるが、全体で17世帯である。今年度7月末で16万円が前年度より増額となっている。

建設 課長 23P、24Pを御覧いただきたいと思う。14款2項6目1節の土木手数料だが、金額が少額なので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じく23、24P、すぐその下になるが、14款2項6目第2節都市計画手数料については、備考中記載の申請や証明の手数料である。第3節住宅手数料については、旧荒川町公営住宅家賃の督促手数料である。以上だ。

第15款 国庫支出金

（説 明）

建設 課長 27P、28Pを御覧いただきたいと思う。一番下の段になるが、15款2項4目土木費国庫補助金、第1節の道路橋りょう費補助金である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、社会資本整備総合交付金で1億8,975万6,000円の収入済みだが、これは令和2年度現年分の国費分である。内訳については、道路対策事業経費で1,160万8,751円、除雪対策経費で1億2,927万4,249円、市道整備事業経費で4,887万3,000円となっている。次に、2、社会資本整備総合交付金【繰越明許分】で1,063万6,000円の収入済みだが、これは令和元年度からの繰越しの国費分である。内訳については、道路対策経費で市道藤沢停車場線、桃崎人道橋補修設計業務委託にかかった経費の国費分となっている。次に、3、道路メンテナンス事業費補助金で7,084万4,000円

の収入済みだが、これは令和2年度現年分の国費分である。次に、4、臨時市町村道除雪事業費補助金で1億1,500万円の収入済みだ。これは今年の1月というか、大雪になった令和2年度の大雪に対する臨時の補助金の国費分である。

都市計画課長 そのすぐ下、備考の5になる。社会資本整備総合交付金850万7,000円については、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備の交付金である。続いて、次ページ、29、30Pを御覧ください。第2節都市計画費補助金、備考欄1の社会資本整備総合交付金6,256万7,000円は、歴史的風致形成建造物保存事業に対する国からの交付金である。備考欄2の宅地耐震化推進事業費補助金164万4,000円は、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託に対する国からの補助金である。次に、第3節住宅費補助金、備考欄1の社会資本整備総合交付金1,498万3,000円は、村上市緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金（瀬波病院耐震改修工事）である。と、木造住宅耐震診断補助金に対する国からの交付金である。以上だ。

第16款 県支出金

（説明）

建設課長 31P、32Pを御覧いただきたいと思う。第16款1項3目農林水産業費県負担金である。第1節の農業費県負担金で備考欄を御覧いただきたいと思う。1、地籍調査事業費負担金で県負担金である。収入済額は1,401万円で国負担分を含めた県負担金となっており、内訳は国が50%、県が25%で、合わせて75%の負担金となっている。

都市計画課長 続いて、35、36Pを御覧ください。16款2項5目第1節住宅費県補助金になる。備考欄2の要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金744万6,000円は、村上市緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金、瀬波病院改修工事に対する県補助金である。以上だ。

建設課長 それでは、37P、38Pを御覧いただきたいと思う。16款3項3目土木費委託金で第1節の河川費委託金である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理委託金で県管理の2級河川の草刈り等維持管理に係る県からの委託金であって、収入済額は1,429万1,000円となっている。次に、その下で2節港湾費委託金である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、港湾統計調査委託金で岩船港の統計調査に係る県からの委託金であって、収入済額は5万5,000円となっている。

都市計画課長 同じくすぐその下、3項3目第3節住宅費委託金である。備考欄1の県営住宅等管理委任交付金1,011万9,326円は、県営住宅の管理委託金として家賃収入の23%が市に交付されたものだ。次に、備考欄3の県営住宅特別修繕交付金731万8,500円は、県営住宅の修繕費の交付金である。

第17款 財産収入

（説明）

都市計画課長 引き続き、17款1項1目第1節土地貸付収入については、次のページ、39、40Pを御覧ください。一番上の備考欄3の県営住宅敷地貸付収入400万8,498円については、市内にある県営住宅の敷地の貸付収入である。以上だ。

第21款 諸収入

（説明）

上下水道課長 それでは、決算書の43P、44Pを御覧ください。21款1項3目過料の備考第1、過

料だが、上下水道条例違反 6 件、下水道条例違反 7 件、計13件に対する過料で未承認工事による無届けの使用だ。全て同一の業者に対し科したものとなる。以上だ。

都市計画課長 同じく 43、44 P、すぐその下になる。21款 4 項 1 目第 3 節土木費貸付金元利収入の備考欄 1 の住宅建設資金貸付預託金元金収入については、旧山北町での住宅建設資金貸付預託金元金収入である。以上だ。

建設 課長 51 P、52 P をお聞きいただきたいと思う。第21款 6 項 6 目雑入である。第 7 節の土木雑入で備考欄を御覧いただきたいと思う。白図等販売収入から 7、過年度電気料金返還金までが建設課所管分となっている。特に金額の大きいもので 5 の自動販売機手数料 115 万 5,759 円となっているが、これは日東道荒川パーキングの上下線に設置している 2 台の自販機の売上げに対する手数料である。以上である。

都市計画課長 同じくすぐその下の備考欄 8、9、都市計画所管分については市営住宅の火災警報器の更新に対する補助金と、都市計画図の販売収入である。以上で都市計画分の歳入の説明を終わらせていただく。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

姫路 敏 市営住宅の件なのだけれども、市営住宅というか、県営住宅もあるよね。市営住宅は市にその収入が入ってくる。県営住宅は、県に入ってくる。これどうなのだろうか。どんなだったかちょっと説明してもらえるか。

都市計画課長 市営住宅については、今ほどのご説明のとおり市のほうに入る。県営住宅については県のほうに入る。

姫路 敏 そうすると、県営住宅の料金の徴収は市でやっていなかったということか。どうだったっけ。

都市計画課長 県営住宅の使用料についても市のほうで徴収はいたすが、市の財政の中には入れずに、そのまま県のほうにそれを使用料として市のほうから代理で市が徴収して、県にそのまま出すという、そのような流れだ。

姫路 敏 そうすると、南町住宅も市営と県営と並んでというか、同じようにあるわけだ。あそここの若葉町のところの希望ヶ丘も並んで県営と市営とあるわけだ。この収入に對しての滞納とか、例えばそういう事件とかいろいろあろうと思うけれども、こういったことというのは、ここには反映されないよね。見ようがないというか、あなた方は分かっているとは思うけれども、表現のしようがないよね、ここに。

おっしゃるとおりで、私どもは分かっているが、決算の中には出てきていない。今回、中川原団地の住宅の件でも行政側のほうで平成28年には建て替えするよという方向性出していたのだが、このたび 9 月 10 日付だったっけ、6 日付だったか、公共施設の見直しを行うので、それが令和 4 年度の間に分かるので、その後になるので、しばらくこのまま建て替えについては今行わないで、でも転入希望者は受け付けるみたいな話で文書を出していると思うのだけれども、それも私頂いたが、それらを考えていくときに、例えば中川原団地住宅であれば脇に希望ヶ丘住宅があるわけだ。そうすると、希望ヶ丘住宅の持ち主は市もそうだし、県もあるわけだ。そうすると、そういうようなトータル的ないわゆる家賃の収入とか、あるいは空いているところとかも含めて、やっぱり分からぬとこれちょっとどうしようもないよね。

都市計画課長 このたびも、今ほどの中川原の件もあるけれども、うちのほうで他の県営住宅でも市営住宅でも構わないけれども、住み替えをご希望の方はということでご案内もさせていただいたし、今ほどの県営住宅のほうに、入居についてうちのほうでの手続をしていただくし、ただ歳計外で使用料は入るというだけであって、事務作業等は全部うちのほうでやっている。

姫路 敏 これは委員会を通して委員長のほうから言ってもらえばいいのだろうけれども、私議員個人であれしてもなかなかあれなのだろうけれども、県営の状況、これも今後決算のときでもいいので、ちょっと提示してもらえないかなと思うけれども、どんなものか。

都市計画課長 申し訳ない、ちょっとその辺のところ、今後の検討とさせていただいてもよろしいだろうか。

姫路 敏 分かった。これはいきなりここで言っていても切りがないとは思うのだけれども、ちょっと滞納について少しお聞きいたします。22Pのところだよね。市営住宅使用料のうち25万4,000円、それとそこに駐車場もひついているから、駐車場の件なのだろうけれども、これが3万2,400円と。これ場所はどこか。どこの方々か。堤下とかいっぽいあるよね。

都市計画課長 今ちょっと調べているが、住宅の室長のほうからご説明させていただく。

建築住宅室長 市営住宅使用料の滞納の場所であるけれども、市営中川原住宅、市営堤下・・・

姫路 敏 それ何件なの。何件で幾ら。

建築住宅室長 市営住宅使用料の内訳だが・・・

姫路 敏 中川原、希望ヶ丘、市営上ノ山、坂町住宅、前坪住宅、堤下住宅があるが、それらの人数と滞納の金額を教えていただけないだろうか。

建築住宅室長 合計数では出ているけれども、住宅ごとの月数はちょっと今ご回答できないので、後でご報告いたします。

姫路 敏 後で、どこに集中しているか、これが大事なのだ。今中川原のほうが建て替えだ云々と言っているのに、ほとんど中川原のほうで滞納ばかりだということになると、またちょっといろいろな考え方を、あなた方もマネジメントをやっていて考えなければいけないわけで、後でいいから私にも教えてください。それで、決算は決算としてなのだが、中川原の住宅についてみれば、公共施設マネジメントによる令和4年度で検討していく、令和5年から何か動きがあるようここには書かれているけれども、どういうことか。

都市計画課長 本来は令和4年度に行う長寿命化計画の見直しの中で、今現在は建て替えという形がでているので、それを見直した中でいろいろご指摘をさせていた市内のアパート、民間等の借り上げ等も検討して、それを反映させたいというふうに考えていたが、先日の一般質問でも中川原の方々にはもうかなり耐用年数も過ぎて、住みづらいような状況になっていて、皆さんも建て替えを我慢していらっしゃるというような、そういうような状況であるということを言われていて、ちょっとそれを待っていたのではうまくないのかなということで、取りあえず長寿命化計画ではないけれども、住み替えを何とかうまく進められないかということで、早急に検討をさせていただきたいということで市長からも指示を受けたので、今検討を始めたところである。

姫路 敏 上村さんの一般質問でもあったよね、中川原の。中川原の実態ということで、この資料あなた方も分かっている、あなた方から出てきた資料をつけているのだろうけ

れども、入居者のうち43世帯、ここは62世帯入るところを43世帯、あとは入っていない。入っていないところはもう朽ちていくだけなので、入れないわけだから、43世帯のうち全部で61人いるよね。61人いて、そのうち60歳以上が38人、しかもそのうち単身者のところが全体43世帯のうち単身世帯が32世帯あるわけだ、ひとり暮らしというのが。それで、70歳以上がそのうち23世帯、これ考えなくてはいけないのは、もたもたしているとみんな年食ってくるだろう。それと、もう一つはどういうことかというと、民間のアパートってあなた方考えているより甘くないのよ。私は、それで苦労した例がここ2年間で2人ぐらい私は相談者として歩き回った結果駄目だったのだけれども、その方68歳だったのだ、私のほう。68歳でアパート入れてくれないのだ、ひとり暮らしで。民間のアパート屋さん、不動産屋さん、駄目だと言われる。ちょっと病気持っているといつたら絶対駄目、入れてくれない。というのは、事故のアパートにしたくない。今単身で亡くなる方もいらっしゃるのではないか。そういうふうな取扱いも嫌だし、やっぱりそうなってくると簡単に高齢者が民間のところで受け入れてくれるかというと、クエスチョンマークなのだ。確かに民間にしてみれば、空いているところあるのだが、入れてくれと言っても、私も回ったのよ、何件も。ちょっと足悪かったのだけれども、2人いた。1人70歳、1人68歳、70歳と68歳、2人いた。こういう経験、ほかの議員さん持っているか分からぬが。だから、どういうことを言いたいかというと、これはやっぱり民間ではなくて、行政でつくらなければならないのだろうなと思う。つまりどういうことか、公営住宅法という法律の中に定められているように、低所得者への配慮ということで「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で」、低廉というのは低い家賃で「賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と書かれているのだ。結局どういうことかというと、もうその辺は低所得者の住宅のない人を責任を持って地方自治体が充てなければいけないということになっているわけ。これ滞納者がどうだ、分からぬとか、いろいろ何人がというのはあって、一生懸命これ何ややっているのだろうけれども、どうなのだろう、そこら辺踏まえると、希望ヶ丘にも、でも2つ3つ空いているところはあるけれども、すぐ埋まってしまうよね。ああいうところは事故あっても何でも埋まるのだろうけれども、いろいろな死亡事故もあったみたいだけれども。その辺どういうふうに組み立てていくのか、今後。来年の予算でこれを基にしてどういうふうに反映させていくのか、どう考えているか。

都市計画課長 今ほどもお話ししたとおり、正式な結論はちょっとまだなのだけれども、いずれにしても時間がかかるということもあるので、まず市内の一般のアパートの宅建協会等とやり取りをしながら、そういうた可能性があるのか、空きがあるのかと。あと、中川原にお住まいの方からも意見をお伺いしながら、今後の建て替えにするのか、今言った民間アパートのほうに行ってもいいよというふうな話になるのか、その辺をこれから聞き取り、やり取りをしながら、来年の計画に反映させたいと思うが、いずれにしても待たせてはいけない、という結果になってしまってもいけないということで、取りあえずアパートのほうに住み替え、また公営住宅の空きにも住み替え希望があれば、そちらのほうを対応しながら進めていきたいというふうに考えている。

姫路 敏 坂町の住宅と市営前坪住宅が入居はもうお断りで、退去後それはもう終わりということだけれども、何世帯ずつ住んでいる、今。市営坂町と市営前坪。

都市計画課長 坂町については2棟あって、2世帯で住んでいる。前坪については56部屋あって、そのうち28住んでいる。

姫路 敏 そうすれば、もうこの公営の坂町住宅は2棟ということだろう。これはもう大いに堤下のほうに移転していただけるような働きかけはしているの。

都市計画課長 そのようなことで、そのお二方には住み替えのほうを勧めている。

姫路 敏 では、ここはクリアするわけだよね、坂町の住宅は。クリアといつたら失礼な言い方だけれども、いなくなるわけだ。

都市計画課長 住み替えのほうをお勧めはしてはいるけれども、今お住まいの方々はそのままそこに今のところに住んでいたいということで、なかなか移転等のほうに動かない。そこに住んでいたいという意思があるそうである。

姫路 敏 坂町と前坪との距離はどのぐらいあるのか。ちょっとよく理解していないけれども、私。あの辺みんな、前坪、坂町、どんななっているのか分からぬいけれども。

都市計画課長 ちょっと距離ははつきりあれだが、位置的には前坪が7号線を村上のほうから進んで荒川へ入って、国土交通省を過ぎて、馬のあるあの会社が・・・

（「馬って長谷川電気か」と呼ぶ者あり）

都市計画課長 はい。あのところに前坪住宅がある。そこから坂町住宅は、7号線を真っすぐ進んで十文字の113との交差点を右に曲がって、インターのほうに向かっていって、跨線橋上がる前に右のほうに折れて、ほんの1回、2回ぐらい曲がったぐらいの、113の荒川バイパスのすぐ近くぐらいの距離である。

姫路 敏 なるほどね。分かった。お幾つぐらいの方か、2棟というのは。

都市計画課長 ちょっと年齢までは把握していないが、高齢の方であることは間違いないということである。

姫路 敏 その方々は、滞納しているわけではないのか。

都市計画課長 滞納していない。

姫路 敏 では、なるべく早めに前坪のほう、していないといつても、そっちに来てもらえば、逆に。行けないのか。

都市計画課長 前坪住宅についても、今入居募集停止をしている施設であって、まだ入居オーナーな堤下等であれば一番理想的かなというふうには考えているが、そのような状況である。

姫路 敏 募集を停止していて、何の方向性も出さないままでずっとやっていくということは、中川原は以前に建て替えするよと明るいような話題が少し出したけれども、ここは全くないわけだ、まず。建て替えなんていう計画もそもそもないわけで、これやっぱりきちんと行政で形取っていかないと、みんな年食ってくるし、うるさく言うのは来年もう決めなければならないわけだから、それはしっかりしてもらわなければ困るのだけれども、どうだね。

都市計画課長 委員おっしゃるとおりであって、このたびの中川原がいいきっかけになるかと思うので、併せてその辺も検討させていただきたいと思う。

尾形 修平 私が今言いたいことも姫路委員がほとんど言ってくれたので、あれなのだけれども、本当に先般の上村さんの一般質問でもあるように、俺らが死ぬまで待っているのだかみたいな話では、本当に村上市の市営住宅としてのあれがないので、市の方向性を出して、早急にやっぱり住民の方と話合いをしていただきたいというふうに思う。見っていても、やっぱり1棟の住宅の中で入っているところはあれだけれども、入っていないところにああやってドアに板打ちつけられているような状況では非常によ

そから来た、まして脇に鮭公園というのもあって、いろんな方が来られる中で、これが村上市の市営住宅だとはなかなか言えない。そういう状況も鑑みて、副市長を先頭にぜひ早急に対応していただきたいというふうに思う。以上だ。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

姫路 敏 38Pの今の住宅のところだけれども、土木費委託金ということで、備考のところに県営住宅とか、これ皆県のほうから、県営住宅のを見るためのものの資金が入ってきているのだろうけれども、これで住宅の修繕なんかも全部市が立て替わってやって、お金を請求してもらうと、このお金でいのかな、これ。

都市計画課長 修繕等金額のあれに県からいただけるお金がちょっと決まりがあって、50万円以上は50%、あと風呂がま等の取替えで100%といったようなところでの基準はあるが、県から修繕に対する交付金をいただいているものになる。

姫路 敏 家賃収入は全部県に行くわけだから、直した分の損しては困るわけだ、私の言いたいのは。損することはないよね。家賃収入でもあるのであればそれはあれだけれども、いいところは全部県が持っていく、それでどこどこ直して、風呂おけは何か分からぬけれども半分半分、そんなことしていくやつていて、村上市が持ち出ししているようでは困るけれども、そんなことはないよね。

都市計画課長 家賃収入は市には入らないが、23%が市に交付される。あと、今ほどのとおり修繕については50万円以上のもので50%しか入らないので、残りの半分については市の持ち出しでの修理ということになる。

姫路 敏 その辺も今度県と交渉していかなければならないよね、逆に言うと。例えばどこどこ焼けた、焼けたのは火災で直るのかもしれないけれども、直して、150万円ぐらいペンキ塗り替えましたなんていってやって、それで70万円しか入ってこないでは、ではきれいにしないほうがいいのかという話に変わってくるので、ちょっとその辺も交渉してみてください、今度。この県から持ってくる金額をいかに増やすかがあなたの仕事だわね。どうだろうか。

都市計画課長 県のほうに対しては、今までいろいろお願ひ等をしながら交渉はしている経過があるようだが、今後とも引き続き一層市のほうに交付していただけるようにお願いしていきたいと思う。

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

姫路 敏 44P、上下水道課長からご説明あって、それで65万円業者のはうに請求したと。これもどういうことなの、もう一回よく教えてください。

上下水道課長 先ほども説明の中でお話しさせていただいたけれども、上下水道条例違反ということで、これと下水道条例違反ということで、これについては工事の無届け、要するに未承認工事というものが1個あって、あとそれに付随して未承認工事に伴って無断使用ということが違反の内容になっている。その件数が上水道で6件、下水道条例違反が7件で計13件と、これは過料を科した件数になる。

姫路 敏 では、無許可でやっていて、無許可だから市に何も言えないで、黙って止めて、工事していたということなのかな。

上下水道課長 無届けなので、うちのほうでは当然無届けのものについては、建築確認を全部ひっくり返せば別なのだけれども、出てこないものについては、当然指定工事店なので出すのが大原則である。それを出していないでやったということである。

姫路 敏 それは、刑事告訴とかしないの。

上下水道課長 その辺は弁護士ともお話をさせていただいた中で、これは刑事告訴よりも過料相当だと。そして、基準の中にも過料というものがきちんと定められているので、過料でかけるということになった。

分科会長（川崎健二君）休憩を宣する。
(午後 1時59分)

分科会長（川崎健二君）再開を宣する。
(午後 2時09分)

歳出
第4款 衛生費
(説明)

上下水道課長 それでは、決算書の109P、110Pを御覧ください。決算の中でも繰り出しについては触れていただいたので、簡単にご説明させていただく。4款1項1目保健衛生総務費のうち備考欄6、簡易水道事業会計繰出金だが、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しと新型コロナウイルス感染症対策の一環である料金の値上げ先送りによる減収見合い分、その他収入不足の補填分として繰り出すものである。続いて、備考欄7、上水道事業会計繰出金だが、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しと料金値上げ先送りによる減収見合い分として繰り出したものとなる。以上だ。

第6款 農林水産業費
(説明)

建設 課長 129P、130Pをお聞きいただきたいと思う。6款1項5目農地費だ。備考欄を御覧ください。3、地籍調査経費で内訳については御覧のとおりとなっているが、特に金額の大きいもので測量設計等委託料は国土調査法第10条2項に基づく調査業務にかかった経費となっている。次に、5、地籍調査事業職員人件費で、これは地籍調査事業に係る職員2名分の人件費となっている。

上下水道課長 決算書の139P、140Pになるが、6款4項1目農業集落排水処理施設費の備考欄1、下水道事業会計だが、こちらも繰出金については起債の元利償還金に対する基準内繰り出しと料金値上げの先送りによる減収見合い、その他収入不足の補填分として繰り出したものとなる。

第8款 土木費

(説明)

建設課長 147P、148Pを御覧いただきたいと思う。8款1項1目土木総務費だ。備考欄を御覧ください。1、土木総務管理経費で内訳については御覧のとおりだが、主なものといたして市道用地の借地料のほか郡市土木振興会や各種協議会の負担金などとなっている。次に、5、広域道路整備一般経費である。こちらも内訳については御覧のとおりだが、一般国道113号道路改良促進期成同盟会のほか各種同盟会等の負担金、会費となっている。次に、6、土木総務費職員人件費で、これも土木総務費に係る職員23名分の人件費となっている。次に、予備費充用だ。これは人事等により職員人件費が不足したため、予備費を充用させていただいたものである。次に、8款2項1目道路橋りょう総務費である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、道路橋りょう一般管理経費で、内訳については御覧のとおりだが、主なものといたしては道路照明電気料等の光熱費のほか、交付金により発生した残土の置場として使用していた普通財産の売払いによる建設発生残土の運搬業務委託、また道路台帳補正における測量設計等委託料などとなっている。次に、2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費で、こちらも内訳については御覧のとおりとなっているが、主なものといたしては測量設計等委託料で道の駅「朝日」の拡充基本計画の見直しによる委託業務の経費となっている。次に、8款2項2目からの流用だが、これは測量設計等委託料で、道の駅「朝日」の拡充基本計画の見直しに係る委託業務において不足が生じたため、8款2項2目より予算流用させていただいたものである。次に、2目道路維持費である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、道路維持管理経費であるが、主なものといたしては市道の修繕工事のほか除草や街路樹剪定等に係る業務委託等の経費となっている。次に、ページをめくっていただいて、2の道路対策事業経費である。主なものといたして、道路法の規定に基づく市道橋174橋道橋梁点検業務委託のほか、市道上大鳥中津原線大鳥橋橋梁修繕工事ほか13件の道路対策工事にかかった経費となっている。次に、3、道路対策事業経費【繰越明許分】で、これは令和元年度からの社会资本整備総合交付金の繰越分で市道藤沢停車場線桃崎人道橋補修設計にかかった経費となっている。次に、除雪対策経費だが、内訳については御覧のとおりとなっているが、主なものといたしては道路除排雪委託料のほか除雪機械リース料、市道消雪施設改修工事などに係る工事請負費となっている。次に、5、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費で、これは新型コロナウイルス感染対策における地域経済対策として、道路修繕や支障木伐採等の委託業務を新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して行ったものである。次に、8款2項1目への予算流用であるが、これは先ほど1目の予算流用で説明をさせていただいたが、道の駅「朝日」の拡充基本計画の見直しに係る委託業務によって予算不足が生じたため、8款2項1目へ予算流用させていただいたものである。次に、8款2項3目道路新設改良費だ。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。1、市道整備事業経費だが、主なものとして市道今宿7号線道路改良工事に伴うJRへの工事委託料のほか、市道殿岡南大平線道路改良ほか6件の道路改良、舗装等の市道整備にかかった経費となっている。

都市計画課長 同じく、すぐ下になる村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費については、大きなところで工事請負費は市道緑町大通線道路改良工事ほか6件の工事に係るもの

である。次に、その下、備考欄、3の村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費、繰越明許分については道路用地の土地購入費である。

建設 課長 次に、その下になるが、4、道路改良事業費職員人件費だが、これは道路改良事業に係る職員8名分の人件費である。次に、153P、154Pで8款3項1目排水路維持費である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。1、排水路維持管理経費で排水路の補修等に係る修繕料またしゅんせつ、清掃等にかかった施設維持保全業務委託料のほか、山居排水路ほか防草コンクリート舗装工事にかかった工事請負費となっている。次に、2目排水路新設改良費で、同じく備考欄を御覧いただきたいと思うが、1、排水路新設改良経費で神林地域岩野沢排水路改修工事にかかった経費となっている。次に、8款4項1目河川総務費である。備考欄を御覧ください。1、河川総務一般経費で、内訳は御覧のとおりだが、県河川協会会費のほか関係協会、同盟会等の会費や負担金となっている。次に、2、水辺の楽校経費で、内訳の主なものとしては施設維持保全業務委託料で草刈り業務や清掃業務委託料でトイレ等の清掃業務の委託料となっている。次に、2目河川改良費である。備考欄を御覧ください。1、急傾斜地崩壊対策経費だが、内訳については花立地区の地滑り観測業務及び地形測量業務委託、地質調査業務委託のほか、寝屋地区の急傾斜地崩壊対策事業の県事業負担金となっている。次に、2、河川整備促進経費だが、これは神林地域普通河川滝矢川の改修実施設計業務委託にかかった測量設計委託料のほか、その普通河川滝矢川改修工事にかかった工事請負費ほか1件の工事請負費となっている。次に、3目河川海岸維持費である。同じく備考欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理経費であるが、内訳の主なものといたして県から委託を受けた2級河川除草の委託料のほか、山北地域の準用河川恵ビス川暗渠管補修工事にかかった工事請負費となっている。次に、2、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費だ。これは新型コロナウイルス感染症対策における地域経済対策として河川のしゅんせつや支障木伐採等の施設維持保全委託業務を新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して行ったものである。次に、ページをめくっていただいて、8款5項1目港湾管理費である。備考欄を御覧ください。1、港湾一般経費だが、内訳は御覧のとおりだが、主に県港湾協会等各種協会や協議会の負担金となっている。

都市計画課長 同じページ、8款6項1目都市計画総務費、備考欄1、都市計画総務一般経費については、中ほど、都市計画関係業務委託料、こちらは大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定の業務委託料である。続いて、その下、備考欄2、歴史的風致維持向上計画推進経費、こちらについては下から3つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金19件分、またその下、建造物外観修景事業補助金4件分などである。次に、備考欄3、人件費については都市計画課7人分の人件費である。続いて、同じページの下のほう、6項2目街路事業費、備考欄1を御覧ください。都市計画道路整備事業経費については、道路改良事業費負担金、こちらについては一般県道坂町停車場線の建設工事負担金である。続いて、備考欄2、こちら都市計画道路整備事業経費、繰越明許分、こちらについては工事予定地用排水路修正設計業務委託料である。続いて、157P、158Pを御覧ください。6項3目公園費、備考欄2の都市公園整備経費のうち施設維持保全業務委託料については、都市公園における施設の維持管理等の業務委託である。同じく備考欄3、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費のうち施設維持保全業務委託料については、緑町と城山児童公園の樹木伐採業務委託料である。その下、工事請負費はいこいの森児童公園遊具設置工事の前払

い金である。以上だ。

上下水道課長 同じページの下段になる。8款7項1目下水道整備費の備考欄1、下水道事業会計への繰出金だが、こちらも起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しと料金値上げ先送りによる徴収見合い分、その他収入不足の補填分として繰り出したものとなる。上下水道課所管分は以上である。

都市計画課長 同じくそのすぐ下、8項1目住宅管理費だ。備考欄1、住宅対策経費のうち、次のページ、159、160Pになるが、上から4行目、修繕料については134件分の修繕経費である。下から2つ目の工事請負費、こちらについては空き部屋等修繕工事17件分などである。続いて、備考欄2、耐震改修促進事業経費、こちらについては木造住宅耐震診断補助金、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金などである。続いて、備考欄3の入件費は、都市計画分5人分の入件費である。以上で都市計画課所管分の説明を終わる。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設課長 それでは、197P、198Pを御覧いただきたいと思う。11款2項1目公共土木施設災害復旧費である。備考欄を御覧いただきたいと思う。1、公共土木施設災害復旧費で朝日地域の普通河川塩口川堤防天端等復旧工事ほか6件の災害復旧工事にかかった経費となっている。以上である。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質疑)

姫路敏 152P、除雪対策経費なのだが、その中の除雪機械リース料がある。この除雪機械というのは、リースの期間というのは何年ぐらいなのか。

建設課長 除雪機械のリース期間は5年となっている。

姫路敏 5年ということは、除雪車5年たってどうするわけ。替えるわけ、それとも買い取るわけ。どういうふうにしている。

建設課長 除雪機械の場合かなり特殊であって、通常の車とかであると5年してまた再リースということにもあり得るけれども、除雪機械の場合残価設定をしているのか、再リースはしないということで、買い取るとなればそれ相当の金額になるということで、新たにリースをするという形を今現在取っている。

姫路敏 除雪車が5年で駄目になるか。問題は、どういうことを言いたいかというと、5年リースって車でも同じようなタイミングだけれども、5年間乗るだろう、除雪車を乗る。5年で例えば1,000万円だかする。2,000万円でも3,000万円でもいいけれども、

5年間乗る。そうしたら、それを5で割っている、リース料を払っていくわけなのだけれども、この除雪車を出して、また新しい除雪車に替えてリースを組むわけだろう。そうだよね。ちょっとそこを、大丈夫か、そうなのか。

建設 課長 そういうことになる。

姫路 敏 その今まで使っていた除雪車はどうなるわけ。

建設 課長 基本的にメーカーさんのはうで引き揚げる形になる。

姫路 敏 除雪車、使い方にもよるのだろうけれども、雪の降り方にもよるのだろうけれども、それは自然現象との相手の中かもしれないけれども、リースというのは非常に私はコストが高いと思うのだ、逆に。買ってもうとことん使う、それが例えれば7年でも10年でも使えたなら、逆に安くなるわけ。それで、外国に売ってあげる。そうすると、競売すると恐らくあの消防自動車全部売れただろう。あれ外国だよ、行くところ。外国に行くのだ。だから、そういうものというのは飛びついてくるから、ロシアでも中国でも。公共施設、だからそういう考え方、財産なのだから。これに毎年9,800万円だよ。買えばもうちょっと高くなるかもしれないけれども、それでも一時的に高くとも、長く上手に使えば最新式のなんて要らないわけだ、まず大体あまり変わらないわけだ、物って。どうなのだろう、その考え方。

建設 課長 委員おっしゃるとおりであって、基本的に現在業者の機械も含めて170台ほどの機械動いているけれども、いわゆる国の補助金、交付金で買えるものについては買って、それこそ使えるだけ使ってという形を今進めている。ただ、1年間でやっぱり買える予算のこともあるので、買えないもの、またそれから今まで業者が持っていたもので、急に業者のほうも買えないから市のほうで対応してくれれば対応するということで、そうすると予算が1年間でもう10台も買うなんていうことは到底無理な話であるので、リースに頼るしかないということである。それから、リースなのだけれども、委員もご存じだと思うけれども、リースの形態としてファイナンスリースで5年間だったら5年間で価格そのものをもう償却させるものと、それから残価設定をして、オペレーティングという形でいわゆる5年間で使用した分だけリース料として払って、最後に残価設定があって、それを買い取るなりする場合もあるけれども、それを引き続きということになるとまた今までと同じリース料になってくるので、そんなのだったら新しいリースをしたほうが得だということで進めているところである。

姫路 敏 それは損なのだ。ファイナンスリースとオペレーティングリースの違い分かる。リース2種類あるの、説明してみて。

建設 課長 いわゆるファイナンスというのは、ファイナンスでリースすると一般会社だと財産としてなるようなもので、オペレーティングにするとより小さく、借りている形になるので、そこがそもそも違う形だし。

姫路 敏 ファイナンスのやつは普通のOA機器とか、そういういわゆる特殊なもの、もう村上市しか使えないもの、終わっても。それをいわゆる残価とかそんなのではなくて、それ終わったらそれで終わりと。それはそれでいいと思う、それは。オペレーティングのやつというのは、結局残価設定して、それでいわゆる車のリースと一緒に、それで。それは、はっきり言ってリース会社がもうかるだけなのよ。何ば払っても村上市のものにはならないの。だから、村上市として金融機関にも通じてもいいではないか、別にリース会社でなくとも。そうすると、村上市の財産で持つていけばいい。返済すれば、全部財産になるの。お金って、借りた金は返済すれば財産。そ

の財産を利用して競売にかけるとか、あるいはその財産の残りの分で業者さんに渡してあげてもいいわけだ。買ってもらってもいいわけだ、安く。そういうことも可能になるのだ。村上市として可能になるの、村上市のものだから。だから、私の一生懸命言いたいのは、リースというのは幾ら払っても、リース会社がほっと丸もうけなのだ、これはつきり言って。5年後になれば、もう一回リースしてくれるから、またそれ新しいのに機械替えて。だから、はつきり言って5年で除雪車が本当に壊れるかというと、私はそうではないと思う。もっともっと長く大切に使えば、財産残っていくわけだし。だから、そういうところも考えて、今後のいわゆる入替えやら購入やらのときにやればいいと思う。国の補助金がつくわけないのだから、リースなんていうのは。国の補助金つけるのはリースでは買えるわけないのだから、リースにならない、やっぱり買取りしかないのだから、それは。だから、どう考えても買い取って、自分たちの財産を増やしていったほうがいい、行政は。最後に競売してやればいいし、欲しい業者さんが出てくるはずだから、そこに安く出してやつてもいいわけだ。ちょっとその辺よく考えてもらいたいのだよね。

建設 課長

委員おっしゃること重々そう考えている。おっしゃるとおりで買ったほうが本当に得策であるのは間違いないくて、補助金で買えるものはもうどんどん買っているし、ただ先ほども言ったけれども、単年度でやっぱり買える台数限られているので、用意するとすればもうリースしか今のところ対応できないということで。

姫路 敏

だから、リースは経費の支払いでしかないの。リースが組めるのだったら、資産として残すローンでもできるわけ。分かる、言っていることが。借入れを起こせばいいということだ。借入れを起こして買い取る、同じなのだ、やることは。ただ、今すぐお金のない人たちがリース組んだり、ローン組んだりして、今すぐお金ないわけだろう。

(「検討せえ、検討」と呼ぶ者あり)

姫路 敏

いや、それ分かるまで俺は言い続ける。だって、そうだもの。お金のないところがリースするのではないのだ。お金のない人は分割するの。その分割のやり方はリースという手段もあるだろうし、あるいはローンという、ローンというのは払えば自分のものになるし。だから、行政でやるとするならば、リースではなくて、ローンという形の中で物を考えればいいのではないかということ。そうしないと、これだけ払って、いいかね、9,829万3,688円払ったものは一円たりとも村上市のものではないわけよ。ならないの、設備に投資しておいて。そこをちょっとと考えてもらいたいなと思うわけ。言い方を変えれば、市長さんの車、私6月にちょっと市長さんには申し訳なかったけれども、題材に出て言つたけれども、あれだって同じなの。5年過ぎたら、本当は買い取ればいいのだ。そうすれば、コロナ禍の中そんなに動かないのであれば、買い取って3年乗るとか、そうすると白い車が、アルファードがそのまま3年まず乗って、そして落ち着いたらまた立派なのをやればいいわけだ、権威を示して。今金足りないときにああいうことするから私は指摘したのだ。同じなの、言っていることが。

建設 課長

委員おっしゃること重々分かったので、ローンという形が取れるかも含めて今後検討させていただきたいと思う。

菅井 晋一

今の関連なのだけれども、財源ないから取りあえずリースするというのだけれども、さらに言えば起債を使えばいいのだよね。過疎債でも特豪債でも、そうすれば全然問題ないと思う。やっぱり本当に固定資産というか、買取りしたほうが必ずいい。

建設 課長 おっしゃるように更新計画の中に補助金で行うものと、起債、今菅井委員過疎債とか、そういうもののを使って更新するということを言ったのだが、一時的に過疎債、別なところの枠があって、それができなくなって、一時ちょっとリースに切り替えたところもあるのだけれども、計画的には今委員おっしゃるような形で買って、ぎりぎりまで使うという形を計画して、更新計画はつくっているので、リースを減らす方向での対策を取っている。

尾形 修平 今言ったのの下の152Pで、村上総合病院の周辺整備なのだけれども、これ道路できて、去年の12月にきて1年を迎えるわけなのだけれども、12月に開通して、すぐ雪の影響あったと思うのだけれども、松山のほうに向かっていく道路、あの田んぼの中の道路、あそこがやっぱり住民から、吹きだまりができる、なかなか通行しづらいというのも寄せられたのだけれども、その辺に対して今後の対策というか、考えているのかどうか。都市計画なのだが、建設課なのだから分からぬけれども。

(「向かっていく道路、新しく造った」と呼ぶ者あり)

尾形 修平 松山から、そうそう。

(「病院からあの丁字路のやまとこのうさんのところまでの幹線道路ですね」と呼ぶ者あり)

尾形 修平 そうそう、そうそう。市に特別苦情とか入らなかつた。

建設 課長 昨年、昨年というか、昨年度、今年の冬だったけれども、かなり雪降って、私どもも12月に開通したので、あそこかなりJRのところも吹きだまりになるのでということで隨時パトロールさせたのだけれども、思った以上に吹きだまりになっていくなくて、次年度以降それこそ防雪柵必要かどうかとかということも現場は見てみたのだけれども、今のところは大丈夫なのかなというふうにはちょっと見ていたけれども。

姫路 敏 今のところだけれども、あれやまとこのうさんからあっち、瀬波温泉トンネルまでというのはどうなっている。

都市計画課長 そちらについては、県のほうで今修正設計を行って変更を、ちょっと私らも変更の絵までは見せていただいているけれども、若干だけれども、変更を検討しているということで、その作業がほぼ終わる頃かと思うが、終わり次第松山集落のほうにまず説明に行きたいと県のほうからは聞いている。ただ、まだいつ行くかというところまで声がけいただいているが、そちらのほうにまず説明に行きたいというふうに県のほうでは言っていた。

姫路 敏 それは、測量関係は来年度ぐらいに入れるのかな。

都市計画課長 設計どのぐらい変わったかにもよるかと思うが、そちらで地元のほうにご説明して、了解をいただければ、今度正式なというか、細かい用地の測量とともにその後進んでいくかと思うけれども、まだ説明会を行うというふうなところまでしか話が聞いていないものだから、タイムスケジュール的なのが私たちはちょっと理解していない。

姫路 敏 それもし方向性が県のほうとの協議して出来上がってきたら、まず我々常任委員会のほうに早めにお知らせいただきたいのだが、どんなものだろうか。

都市計画課長 地元のほうと県のほうで正式にオーケーが出て、絵をいただけたら県のほうにお話しして、皆さんに見ていただいてもよろしいかということで確認をして、その後議会のほうだろうか、そちらのほうにもお話ししたいと思う。

姫路 敏 県のほうに確認してその後なんて、おまえさん方そこのところというのは村上のまづ主要な幹線道路として必要な、いわゆる都市計画道路の一部でもあるのだろうし、

都市計画課長 そうなってくるとやっぱりちゃんと説明してもらわないと、県のほうにお伺い立てなんてなんていのでは駄目なのでないか。議会はその後でいいのか。

姫路 敏 後というか、一応県道の改良計画であるので、県のほうにお伺いを立てないとうちのほうではちょっと立場上はうまくないということで、ご理解をお願いしたいと思う。

建設 課長 あと、市道のところちょっと出ていたので、上のほう、市道、南町のほうのこの前先般市道認定の話あったよね。あれ以後どういうふうな経路でやっているか。

建設 課長 先般ちょっと委員にもお話ししたけれども、山居南町地域の市道認定については、平成5年当時に山居地域で開発した業者さん等を対象として、完全なる開発行為であれば市道として引き継がれたのだけれども、ミニ開発とかで私道として残ったものを順次市道認定していきたいということで、関係者集めて話したけれども、その後やっぱり用地の問題とかいろんな問題があつてできなかつたところがあるということで、今少しずつであるけれども、私どもでも地元のほうで話がまとまれば順次市道認定ということであるし、その後地元の区長さんにも一応そういうお話があるところあつたら教えてくださいということで、いろいろ協議はさせてもらつてあるところである。

姫路 敏 市道認定に当たつては、寄附行為、それと道路の整備、こういったものが伴つてくる。測量代も伴つてくるといつたら、市道を望むほうも相当なお金がかかる。この辺のところはもう少しちょと制度的に何か手当でできないのかとは思う。測量代の半分見るとか、例えば。測量代だって相当かかるわけだ。その辺ちょっとひとつ考えてもらいたいのだけれども、どうなのだろう。

建設 課長 おっしゃるとおりであつて、地元の負担にもなるので、それについて何か市のほうで対応できるかということで検討を進めたいというふうに考えている。

姫路 敏 154Pの河川維持管理経費のところなのだが、これ瀬波の船だまりのところ、あれ農林水産課の、しゅんせつも全部農林水産なのかな。ちょっと前建設課と話して、前というのは10年ぐらい前の話、その前なのだけれども、やつた経緯あるけれども、どうなのだろう。

建設 課長 実は一番最初の頃、船だまりのしゅんせつをやつたのは建設課でやつてゐる。当時、今の河口のところに排水機場も含めてやつてゐるけれども、あれが農地部のほうの仕事で、県営の湛水防除事業ということで、いわゆる排水路といふか、河川自体がもう農地のほうの管轄になつてゐるし、それから船だまりについても、昔の瀬波漁港なのだけれども、今は漁港といふ形はないのだけれども、船だまりの管理そのものについては農林水産課のほうだということで、農水ともいろいろ話したのだが、どつちでやる、どつちではないといふ話ではないけれども、そういうことで今現在船だまりの管理については農林水産課のほうだということである。

川村 敏晴 ちょっと地元の件もあつたので、156P、都市計画、8款6項の2目なのだが、道路工事請負費の県の負担金とあるが、坂町東道路かな、これの今の現状、進捗率どんなものかお聞きしたかったのだが。

都市計画課長 細かい進捗率までちょっと今持ち合わせていないけれども・・・

川村 敏晴 概算でいい。

都市計画課長 県道から県で施工していただいている東大通線との交差点、まだ供用開始もしていないけれども、そこまでの間はほぼほぼ舗装以外のところはできて、県にそこを仮設道路として使っていただいているような状況である。その先については、まだ用

地のほうがちょっと固まっているところがあって、それが固まり次第進んでいきたいというふうに考えている。

川村 敏晴 今用地という話出たのだけれども、どんなものなのか。見通しというか、その辺ちょっとご承知だったらお聞かせください。

都市計画課長 用地提供者の方とは日々お話しさせていただけるような状況であって、まだ最終的にはうんと、いいよというところまではいかないのだけれども、しおちゅうお邪魔させていただいて、条件のすり合わせというか、そういったところを今やって いるところである。

川村 敏晴 あそこに大型車がどんどん通ってくれれば、今中学生の通学道路、旧道が非常に狭くて、冬場特に危険になるので、我々も早期開通を願っているところなので、そこの地権者との対応は市の職員の皆さんなので、ぜひ諦めずに丁寧にお願いしたいと思う。ありがとうございました。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第97号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（川崎健二君）閉会を宣する。

(午後 2時56分)